

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月 30日

(あて先) 岐阜市長



提出者

住 所 〒501-1194
岐阜市柳戸1番1氏 名 国立大学法人東海国立大学機構岐阜大学
医学部附属病院長 秋山 治彦

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 058-230-6000

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	岐阜大学医学部附属病院
事業場の所在地	岐阜市柳戸1番1
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	病院
②事業の規模	614床
③従業員数	1,761名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

(日本工業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物 （医療廃棄物）	
	排 出 量	266.089 t	t
	（これまでに実施した取組） 感染性廃棄物と他の廃棄物の分別を徹底し、排出抑制に取り組んでいる。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物（医療廃棄物）	
	排 出 量	240.000 t	t
	（今後実施する予定の取組） 適正な分別を周知・徹底する。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 感染性廃棄物（医療廃棄物）は他の廃棄物と分別し、専用容器を用い、密閉状態で排出している。
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 今後分別する予定の特別管理産業廃棄物は特になし。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物（医療廃棄物）	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物（医療廃棄物）	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物（医療廃棄物）	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物（医療廃棄物）	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物（医療廃棄物）	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物（医療廃棄物）	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物（医療廃棄物）	
	全処理委託量	266.089 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	266.089 t	t
	再生利用業者への処理委託量	266.089 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	266.089 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組）		

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物（医療廃棄物）	
	全 処 理 委 託 量	240.000 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	240.000 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	240.000 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	240.000 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 部署毎の感染性廃棄物の排出量を計量し、部署毎の排出量を可視化した上で、部署毎に排出量削減に向けた取組を行う。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	266.089	t
	(今後実施する予定の取組等) 引き続き電子マニフェストにて数量管理する。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙 1

特別管理産業廃棄物の一連の工程

1 処理委託業者に対する監督計画

(1) 委託業者の選定

契約締結時に委託する業者に、各許可証の写しの提出を求め保管する。

委託にあたっては、「東海国立大学機構役務請負契約基準」に基づき、適切な業務を行えるよう、「確約書」を提出してもらう。

(2) 委託後の適正処理確認

契約内容に沿った作業が行われているかを不定期に視察し、指揮・監督をする。

排出する感染性廃棄物は、電子マニフェストにより、処理の動向を逐一確認する。

2 特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物）の管理方法

(1) 分別

感染性廃棄物は他の廃棄物と分別して排出する。

(2) 容器

感染性廃棄物であることが分かるように、バイオハザードマーク（黄色）表示されている専用容器を使用する。

(3) 容器の保管

容器は収集運搬業者に委託するまで、感染性廃棄物が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は悪臭が発散しない構造を有する場所に保管する。

感染性医療廃棄物は、関係者以外立ち入れないように鍵付の場所に保管し、他の廃棄物と混同しないよう、専用場所で保管する。

感染性廃棄物の保管場所には、関係者の見やすい箇所に感染性廃棄物の存在を表示する。

3 特別管理産業廃棄物の減量に関する計画

産業廃棄物を特別管理産業廃棄物として廃棄しないよう、分別を徹底する。

4 処理方法に関する事項

感染性廃棄物については、内部マニュアルである「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に従い、適正な管理・処理を行う。

別紙2

管理体制図

